

平成31年 第3回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 平成31年3月25日(月)午後1時28分～午後4時31分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 照屋 堅二 教育委員 国吉 昇  
教育委員 荷川取 幸代 教育委員 安里 基  
教育委員 惣慶 貴子

[事務局]

教育部長 濱里 和宣 学校教育課長 赤嶺 太一  
学校教育課参事 大湾 悟 学校施設課長 国吉 有貴  
生涯学習振興課長 上地 五十八 文化課長 當銘 純治  
福祉健康部長 當銘 健 保育幼稚園課長 比嘉 豊  
保育幼稚園課副参事 比嘉 裕子  
保育幼稚園課教育推進コーディネーター 宮城 希美  
学校教育課総務班長 大城 竜也

4 欠席者 なし

5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

6 議題及び議事の大要 次のとおり

7 議決事項 次のとおり

8 教育長又は会議において必要と認める事項

第3回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>これより第3回定例教育委員会を開催します。          それでは、日程第1、会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に荷川取委員の荷川取委員を指名します。よろしくお願ひします。          続いて、日程第2、会期日程ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
<p>全員</p>	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは1日といたします。          次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。          日程第3、教育長の業務報告を行います。別添の資料をお願いします。よろしいでしょうか。          2月21日、公立小中学校教職員人事異動内示、教育長ヒアリング。各校長先生から内示のあった人事異動に関しまして、教育長として、島尻教育事務所に意見を述べております。          2月23日、第23回豊見城市生涯学習フェスティバル開会式が行われ、同じく第38回子ども会発表会が行われました。          次に、2月26日、午前中におきましては、平成30年度第3回島尻地区学力向上推進委員会及び島尻市町村教育長会臨時会議が行われております。午後におきましては、英語スピーチコンテストが行われました。この英語スピーチコンテストの中で、平成31年度になります。土佐清水のほうにジョン万の英語スピーチコンテストに派遣するというのも同時に説明をしております。          2月27日、育英会寄附金贈呈式、管工事組合から行われました。          2月28日、学校ボランティア感謝の会が6時から行われております。日ごろ、ボランティア活動に参加しているボランティアの皆さんが集まって、取り組み状況とか、そういう報告を行っております。          次のページをお願いします。3月4日、学校長11名に対し、教職員管理職内示を行いました。これは校長先生、教頭先生の管理職内示が行われております。          3月7日、沖縄ハワイ協会「通常総会」及び「ハワイの夕べ」を私のほうで、ジミー那覇店で行われています。関係の深い市町村長及び教育長が参加をしております。          3月8日、いじめ問題訴訟口頭弁論が那覇地方裁判所で行われております。</p>

3月9日、豊見城中学校卒業式が行われました。私も卒業生として、校歌を久々に大きな声で歌いました。

3月13日、島尻PTA連合会会長、島崎会長がお見えになっておりました。内容としましては、今、島尻PTA連合会が置かれている、教育研究所を含めて、その事務所の閉鎖に伴う移転先の問題がありまして、教育委員会の力をかしてほしいという要望がありました。

3月15日、座安幼稚園修了式に参加をしております。

同じく、友愛フレンド農園収穫祭に参加をいたしました。友愛フレンド農園につきましては、これまでも市の問題行動、課題のある子供たちの対応ということで、一緒に取り組んできた経緯があります。本当にいい収穫祭でした。心温まる内容だったと思います。子供たちも前に出て、それぞれの思いをしっかりと述べていましたので、非常にいい催しだと感じました。

同じく、豊寿大学12期生卒業式が行われています。2年間、豊寿大学が行われまして、その中での状況を説明しておりました。5名ぐらいでしたか、卒業できなかった方々もおりましたけれども、全体としては非常に参加率の高い内容だと私自身も感じております。

次のページをお願いします。3月15日、自治会長会との記念撮影会、慰労会が行われております。

その下に、豊国会、能登の海というのがあると思うのですが、豊国会というのは、私が経済建設部長時代に、国から来た皆さん方、人事異動で来られた方々と一緒になって、毎月の定例会を持って、交流を深めていた関係で、私にも声がかかっておりました。初代の担当者のころから、私はかかわっていらしたので、そのかかわりもあって参加をしております。

3月20日、上田小学校卒業式。これも同じように、今回、私の母校である小学校の卒業式に参加をさせていただきました。久々に歌う上田小学校の校歌は、非常に感慨深いものがありました。上田小学校の校歌も、豊見城中学校の校歌も、字豊見城出身の宜保キミ先生が作詞をしております。特に、豊見城中学校の初代校長は、宜保キミ先生の旦那さんでした。宜保徳助先生。字豊見城、2人とも豊見城出身者で、私自身も非常に思い出がありましたし、また上田小学校卒業式においては、宜保キミ先生は、退職のときも上田小学校に、また回りまわって来ていました。非常に思い出のある先生で、特に、余談話になりますが、宜保キミ先生が、上田小学校で初めて完全給食が実施された学校です。沖縄県内で初めての学校です。そういう中で、給食を配っている姿が写真に写って

	<p>いるものもあつたりして、私自身は非常に、宜保キミ先生と宜保徳助先生の教育を思う気持ちは、いつも小さいころから感じていましたので、校歌を歌いながら非常にそういう思いを感じていたところです。以上が私の教育長の業務報告になります。</p> <p>続いて、議案に移りたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第12号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課、上地です。</p> <p>1ページの提案理由、豊見城市立与根体育施設について、指定管理者による管理運営から市の直営にすることにあたり、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があることから、これが本案を提出する理由となっておりますが、詳しい内容につきましては、与根西部土地区画整理事業において、与根体育施設が対象区域となっております。今後、新産業拠点地区として土地利用が図られます。それに伴い、将来的に施設が利用できなくなるまでの間、市の直営によって管理運営を行うため、所要の改正を行いたいと思います。</p> <p>条例につきましては、3ページをごらんください。前のほうから全部改正になっております。新たな条文は、第1条から第16条までとなっております。第1条は設置、第2条は名称及び位置、第3条は施設、体育施設にサッカー場を置くということで、第4条が事業、第5条から第7条、次のページまで施設利用についての条文となっております。</p> <p>4ページをごらんください。第8条から第9条が施設の禁止事項、第10条から第12条が使用料に関することです。13条から15条が原状回復義務とか賠償義務とか秘密保持の義務というところになります。</p> <p>最後、5ページです。第16条規則への委任ということで、別に規則を定めるということで、あと別表で第10条、使用料の部分が記載されております。簡単ですが以上です。</p>
教育長	<p>すみませんが、日程第5、議案第13号、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてまで、一緒に説明してください。関連しますので。</p>
生涯学習振興課長	<p>すみません。では議案第13号、こちらも条例に関連するものの変更です。こちらも全部改正になっております。こちらは、第1条から第11条までの条文となっております。第1条が趣旨、第2条が用語の意義、第3条から第6条については施設利用に関する条文になります。第7条から第9条までが使用料に関する条文となっております。第10条が遵守事項、第11条がその他ということでありまして、附則が平成31年4月1日</p>

	<p>から、条例と規則を施行する形になります。</p> <p>後ろのページについては、申請に必要な様式等です。簡単ですが、以上で説明を終わります。</p>
教育長	<p>ただいま説明がありましたのは、与根サッカー場、野球場を含めて、地区計画を入れて、倉庫が建築できるような計画に変えるということで、今事業が進んでいます。そして、従来は指定管理でやっていたのですが、指定管理ではなくて直営することによって、その間の業務を推進するという意味での改正になっています。ですから、もともと、最初は指定管理前の条文に戻して行って、直営管理をするという、工事に実際に入るまでの間、課長、これはいつぐらいという目途はありますか。</p>
生涯学習振興課長	<p>野球場は、既に今回で廃止されていて、4月からは一般の利用ができません。サッカー場については、一応目途としては、平成31年度いっぱい。平成32年3月ごろまでの予定ですが、工事の進捗状況によっては延びる可能性もあるので、指定管理だとなかなか動きが難しいので直営にして、その工事の状況に合わせて、施設を、土地利用に向けた取り組みにしていくということです。以上です。</p>
教育長	<p>野球場については、瀬長島野球場、4球場があるので問題ないのですが、サッカー場につきましては、長嶺城公園の中にサッカー施設を建築するということでの方向性がありまして、全部なくなるということではなくて、代替案については教育委員会としても、そういう要請をして、取り組みとしても対応しているところです。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました議案第12号及び議案第13号について、委員の皆さん、質問がありましたらよろしくお願ひします。何か疑問点でもあれば、確認の意味でも構いませんが。進めてよろしいですか。</p>
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、決議を1件ずつやっていきたいと思います。</p> <p>議案第12号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第13号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。

	<p>続きまして、日程第6 議案第14号 豊見城市就学援助規則の一部改正についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>就学援助の一部改正でございます。この規則につきましては、基本的に就学援助、給食費も助成をしているところでございます。給食費は8月を除いて11カ月分、200食を中心にされているのですが、支給区分が規則で定めているものと実際の運用が異なっていたものですから、実際の運用のほうに合わせて規定を改正しております。</p> <p>2枚目をおあげください。別表で学校給食費、旧前は8月、12月、3月で、回数は変わらないのですが、月数分が8月は4月から7月、12月は9月から11月、3月は12月から3月とやっていたところでありましたけれども、改正後の左側を見ていただければわかるように、2回目、12月は8月から11月、3回目が12月から2月と。3月がなくなっていますけれども、ただし書きで9月以降に転入した場合は3月分を支給すると。ちょっと月数がずれるものですから、そういった意味で、現実的な運用に合わせて規定を改正したということでございます。以上であります。</p>
教育長	<p>ただいま説明がありました豊見城市就学援助規則の一部改正についてでございますが、委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。質問は何か、確認の部分でも、あるいは就学援助の中身の把握等が、もしわかりにくい部分がありましたらどうぞ。</p> <p>課長、就学援助の2月までの件の代表的なものは説明できますか。この資料は持っているのか。</p>
学校教育課長	<p>代表というのは。</p>
教育長	<p>これまでの、何名、どれぐらい就学援助を受けている人がいたのか。そういう資料は持っていないですか。</p>
学校教育課長	<p>今は持っていないですね、すみません。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 よろしいですか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>就学援助は、今、市のほうでは所得を基準にしまして、所得倍率、生活保護費の1.3倍まで拡大して、計算をして認めています。給食費においては1.4倍まで拡大してしまして、率そのものは14をちょっと超すぐらいではあります。年々高くなってしまして、総額的には約1億円ぐらいになっています。補助金が2,000万円余りで、そういう状況で、できるだけ認めていく方向で対応しています。そういう方向ではあるのですが、まだちょっと足りない部分があるのかなというのがありますので、教育委員会としては、そのまま努力をしているとも言えます。</p>

	<p>それでは、日程第6 議案第14号 豊見城市就学援助規則の一部改正について、提案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 続きますして…。</p>
荷川取委員	<p>すみません、ちょっと理解しにくくて…。</p>
教育長	<p>どうぞ。</p>
荷川取委員	<p>迷っているのですが、就学援助に関する給食費の関係ですよ。そのときに、改善の前は8月が休みだから、要らないからという形で、9月から11月、そして12月から3月までと区分していたのですが、それを、区分の仕方、8月の休みはいただかないのにと、それから簡単に見て、3月もあるはずなのに2月で終わるという分け方、その件についての、親というか保護者の納得というのか、200食ぐらいとおっしゃったのでそれはわかるのですが、月でぱっと見たときの…余り、私はそこが理解しにくいのが。</p>
学校教育課長	<p>実際は、今はこの運用でしばらくの間ずっとされていて、規定のほうにそれが合っていないという現状があって、これに合わせて変えるというわけではなく、規定を変えて、制度を変えるというわけではなくて、現状の支給方法としてこのように支給していたのが、前はこのように、この形で旧前のものでやられていたものを、いつからかはわからないのですが、運用としては改正後のほうでされていて、それでそれに合わせて変えていく必要があるだろうということです。</p>
教育長	<p>今、荷川取委員が疑問に思っている点につきましては、給食は11月になります。その中で、2月までに一定の徴収を終わっていくという考え方があって、支給を終わっていくという考え方があって、それで月数をずらしていくことで、実際の支給がスムーズにいくという、3月まで支給をすると締められないという課題があって、それでこの対応になっているので、この辺についてはご理解ください。</p>
荷川取委員	<p>わかりました。それが説明ではちょっと、わかりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>それでは、日程第7、議案第15号 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>説明いたします。 今回の改正については字句の訂正になります。3枚目の新旧対照表をおあげください。この規則は、基本的には市長の権限を教育委員会の名</p>

	<p>前でもってやることができるということで、主に財務に関する規定が書かれているところではありますが、改正前を見ていただくと、下線が入っているところです。収入の「調停」というところが、調べるに停めると書いてありますが、これは裁判で言う調停になっておりまして、正しくは左側の整え定めるというのが「調定」と。幾らとるというのを定めるのは、財務用語では「チョウテイ」という言い方をするのですが、それが誤字になっておりましたので、文字の修正ということになります。以上であります。</p>
教育長	<p>ただいまの説明のとおり、誤字ということで、訂正の提案ですので、進めたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、議案第15号、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部改正について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 続きまして、日程第8、議案第16号、豊見城市教育委員会職員の職名規則等の一部改正についてであります。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>ご説明いたします。 今回の改正につきましては、幼稚園が廃止されて、認定こども園が置かれることに伴っての職名の改正という形になっております。基本的に、職名規則というのは何かというと、役所で教育委員会の事務局、もしくは教育機関の置かれる職名について、限定的にどれどれを置くことができるとして決められているんですね。その規則を改正する形になっております。 5ページをおあげください。見ていただくと、改正前、職名、第2条、豊見城市教育委員会の職員の職名は、次の表のとおりとするということで、下線にかかるところですが、1つは「幼稚園教頭、幼稚園主任教諭、幼稚園教諭」ということで、幼稚園であります。あともう一つは「ボイラー技師、主任調理員、調理員」というのは、昔、給食センターが直営だったころに置かれていた職員であって、今は業務委託をしておりますので、そこがなくなっているのと合わせて、削って、左側の改正後のとおりになるということになっているところでございます。これは第1条関係です。 次のページをおあげください。職名規則等ですね。複数の規則ですね、すみません。規則等ですので、もう一つは嘱託員規則というのも改正を</p>



	<p>します。それも幼稚園に関わる場所です。特に、改正前の7番と8番、幼稚園教諭嘱託員というのと預かり保育嘱託員というのが、左側ではなくなっていることがわかると思います。この部分が第2条関係で改正になっているところでございます。</p> <p>次、あけていただきまして、もう1枚あけていただけますでしょうか。これは特別の形態によって勤務する教育委員会職員の勤務時間等に関する規則ということで、この規則は何かというと、通常は8時半から5時15分まで勤務をしますが、教育委員会の職員のうち、幼稚園だとか市の職員、学校の職員については、基本的にその時間帯は異なるので、特殊な勤務ということで、規則で定められています。その中で太枠、改正前の右側、幼稚園に勤務する職員と預かり保育に従事する幼稚園職員というところが、左側で削除されていることがわかるかと思えます。これも幼稚園がなくなることに伴っての改正ということでございます。</p> <p>次、10ページです。豊見城市非常勤指導主事の設置に関する規則ということで、これはうちで言うと、宮城伸子先生の設置に関するところですけれども、指導主事のところの設置の条文の中で「市立幼稚園」とあるのを削って、左側のおり「市立小学校及び中学校教育を推進し」ということになっております。そのために削られているということで、この規則については職名規則ほか3つの規則を合わせて、機構改革もしくは幼稚園がなくなって、こども園に関することに伴っての改正ということになっております。以上であります。</p>
教育長	ただいま議案第16号、豊見城市教育委員会職員の職名規則等の一部改正についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。どうぞ、国吉委員。
国吉委員	10ページをお願いします。10ページは、幼稚園がなくなったということで、市立小学校及び中学校となっておりますけれども、その次の「幼児、児童、生徒の健全育成を図るため」ということがありますけれども、これは、指導主事としては幼稚園の教育にもかかわるということで残してあるのか。あと一つ、こういったこども園は市立ですか。
学校教育課長	公立です。
国吉委員	公立なので、その辺との関係はどういう形になるのか。
荷川取委員	私は、それが残しているのかと理解していました。それが残るからではなく…。
学校教育課長	そうですね。そうしたらちょっと検討…すみません。どうしましょうか。修正…。
教育部長	削除するか…。

教育長	今、委員が言っているのは、地行法の中では…。
学校教育課長	幼保連携の関与。
教育長	地行法については、指導助言だけは残るんですよね。それは、指導主事の役割とかではなくて、教育委員会の役割になります。そういう意味では、教育委員会としての指導助言等については、関与の部分で残るんです。ただ、この条文として、指導主事ということになっているので、これは一文多い。一緒に削除というのが、本来の姿になると思うので、これはもう削除させてください。課長、いいですよ。
学校教育課長	幼児のところは整理をさせてください。そうなってくると削らないといけなくなってくるので。ここは修正した上でということで、お願いしたいと思っております。
荷川取委員	すみません、もう一つよろしいですか。
教育長	どうぞ。
荷川取委員	今の件も含めてだったのですが、名称で、私がいたときは、非常勤指導主事という名称ではなかったような気がして、嘱託という中に入っていたのかと思ったんですけど、これが非常勤指導主事とあるのですが、嘱託ではないわけですか。
学校教育課長	すみません、今確認させてください。
教育長	休憩します。
	休 憩 (13時56分) 再 開 (13時59分)
教育長	再開します。
学校教育課長	平成11年に制定されている規則で、名称としては非常勤指導主事の設置に関する規則ということになります。あと、設置は平成11年ですので指導主事が置かれた、嘱託での指導主事が置かれたときからの規則と。名称としては、今、嘱託ではないかということでもありますけれども、嘱託、臨時職員も含めて、常勤と比して非常勤という言い方をしておりますので、そのとき、制定時の意向として、常勤ではない指導主事を設置するという意味での趣旨かと理解をしているところでございます。以上です。
教育長	よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
教育部長	教育長、もう1点、すみません。ついでに8ページをお開きお願いできますか。 私のミスで、第3条の給食センターというのがあります。改正前、一番下、給食センターに勤務する調理員、これは右側改正後もそのまま残っておりますので、これは削除しないといけないと考えています。すみ

	ませんが、ここも訂正をして、再度新旧対照表をつくり直したいと思 いますので、申しわけございませんがご理解をお願いしたいと思 います。
教育長	今日の訂正部分は、後日、確認で再度資料として提出しますので、議 事については進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょ うか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	よろしくお願ひします。 あと質問ありますか。なければ進めたいと思ひますが。進めてよろ しいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、日程第8 議案第16号 豊見城市教育委員会職員の職名規 則等の一部改正について、提案どおり決定したいと思ひますが、よろ しいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第9、議案第17号、豊見城市教育委員会公印規程等 の一部改正についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	説明いたします。 この点につきましては、基本的には、先ほど4つの規則を改正してい ますけれども、これも一緒に、規則のほかに訓令というのが規程の区分 上あって、規程とか要綱という言い方をうちはしているのですが、その 中での訓令をまとめて改正するものとなっております。これは当然、幼 稚園が廃止されたことに伴ったり、機構改革に伴って、4月1日までに は変えておかないといけない内容となっております。 3ページをおあげください。3つというのが何かというと、第1条で 公印規程の改正です。第2条で行政委員会等の予算執行事務決裁規程、 第3条で豊見城市教育委員会事務決裁規程と、この3つを1つの訓令で 変えていくということなので、等という言い方をしておりますので、説 明してまいりたいと思っております。 5ページの新旧対照表で説明したほうがわかり易いので、5ページを おあげください。第1条、公印規程につきましては、右側の改正前の幼 稚園印が、幼稚園がなくなることに伴って削除になるということであり ます。 次、7ページをおあげください。これは行政委員会等の予算執行事務 決裁規程ということでありまして、これは、教育委員会を含む行政委員会 の予算事務の執行に係る規程でありますけれども、右側の改正前をごら

	<p>んください。下から3行目「並びに幼稚園の園長」というところがございます。そこを削って「県費負担職員以外の教育委員会の管理に属する機関の職員を含む。以下同じ。）に補助執行させるについて」ということで、幼稚園がなくなることによって削除されているということでございます。</p> <p>すみません、3ページに戻っていただけますでしょうか。新旧がついておりませんが、別表第1、今度は教育委員会の事務決裁規程でございます。どこが変わっているかというのがわかりづらい部分がございますが、表の右側の欄です。「総務企画部長、企画財政課長」とあるのがわかります。これは、何か決める、報告するときにはここの印鑑ももらいなさいという欄なのですが、これが下のほうに行っていたら、機構改革で「企画財政課長」が「財政課長」に変わることによっての変更ということになっております。この第3条を、1つの訓令で変えていくということになっております。以上であります。</p>
教育長	ただいま議案第17号について説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	議案第17号、豊見城市教育委員会公印規程等の一部改正について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続いて、日程第10、議案第18号、豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ご説明いたします。</p> <p>この規則につきましては、事務決裁の、誰が決裁権者であるか決めることができるということを定めている規則であります。その別表関係を改めております。</p> <p>5ページをおあげください。別表第1、これは項目ごとに、課長が決裁するのか、部長が決裁するのか、教育長が決裁するのかということを決めているところでございます。この部分について、このページにつきましては、基本的に収入関する、お金が入ってくるものに対するときは、誰が決裁するかということになっておりますが、改正前は額、幾ら未満は…200万円未満については課長で、部長というような決まりごとがありましたけれども、これは市長部局の、今、会計システムについては市長部局と同様のものを使っておりまして、実際、実態としては改正後のもので運用されているところでありましたけれども、規程がきれいに直っ</p>

	<p>ておりませんでしたので、それに合わせて改正後のとおりにしていくということになります。おおむね、収入に関しては、歳入に関しては全額課長の決裁。納入の通知をすることについては部長と。これは旧前のもとの区分は一緒ですけれども、額が全額という形になっております。あと、歳入の減免、一番下の歳入の減免を決定することについては、基準の明確なものについて、教育長となっております。</p> <p>次をあけていただいて、次のページにつきましては、これは、右側の黒枠で囲われているところでございます。これは、企画財政課長が財政課長に変わるというところでの合議先ですね。ここの印鑑をもらいなさいというところが変わっているということで、理解をいただけたらと思っております。</p> <p>次に、飛びまして9ページをおあげください。これも予算執行伺と黒枠で打たれているところがあると思います。そこについては、旧前のところが企画財政課長としているところを財政課長に改める改正ということであります。</p> <p>次のページをおあげください。これは別表の下のほうに注記があって、その1番目のところで「企画財政課長」という下線があるのを「財政課長」に改めるということになっております。ですから今回、この事務決裁規程については、歳入に関して、全額、課長または部長に、運用に合わせて変えているというところと、企画財政課長を財政課長に改める改正になっております。以上であります。</p>
教育長	課長、今、200万円と言っていましたが、2,000万円では？
学校教育課長	2,000万円ですね。訂正をお願いします。
教育長	<p>では2,000万円ということで訂正ですね。</p> <p>ただいま議案第18号について説明がありましたけれども、委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。進めてよろしいですか。</p>
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、日程第10 議案第18号 豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、日程第11 議案第19号 平成30年度（平成31年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の貸与審査についてであります。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>今回、入学準備金、これは入学前に30万円を限度として貸与するものであります。議案の提案理由のところを見ていただくと、貸与を受ける奨学生として決定しないこととしたいということになっています。要するに認めないと。</p> <p>何でかというところでございますが、10ページをおあげください。この育英会の入学準備金に関しては、基本的に、経済的に進学が困難な世帯ということになってきておりますが、見ていただくとわかるように、世帯1人当たりの所得額が364万円となっております、本市が定める育英会の基準、成績基準等は満たしておりますが、所得制限といいますか、その辺の生活、経済的に困窮しているというところの認定が難しいだろうということでの、成績もあって、ですけれども経済的な困窮の世帯ではないということ、今回、育英会は該当しないということで、そういう意味での議案という形になっています。ちなみに、今回該当しない、該当しなくなりそうなので、別の奨学金について声かけを、情報提供をして、お願いをしているところでございます。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま説明がありました議案第19号について、委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。どうぞ、何か確認の意味でも構いませんので。進めてよろしいですか。所得超過ということで、計算上、これが数値的にはつきりしていることなので、それで進めさせてください。</p> <p>日程第11 議案第19号 平成30年度（平成31年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について、提案は所得超過であるという説明がありました。それに伴いまして、入学準備金の貸し付けを認めないという方向での対応になりますが、そういう方向で決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>全員</p>	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第12、同意案第2号から同意案第4号、豊見城市社会教育指導員の任命について、以上3件を一括して議題に供します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習振興課長</p>	<p>生涯学習振興課、上地です。お願いします。</p> <p>次年度も、3名の社会教育指導員の予算が決定しております。それに伴って任命するという事になっておりますので、まず同意案第2号、住所、■■■■■、■■■■■。生年月日、■■■■■。提案理由が、豊見城市社会教育指導員等に関する規則第3条の規定により、教育委員会の同意を求めたいので、本案を提出します。2枚目</p>

	<p>が学歴、職歴等になっております。</p> <p>続いて、同意案第3号、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■。提案理由は同じであります。これも2枚目に学歴、職歴等が記載されております。</p> <p>続きまして、同意案第4号、■■■■■、■■■■■、■■■■■。提案理由は同じであります。2ページ目に学歴、職歴等が記載されております。</p> <p>この3名については、今年度も社会教育指導員として、一緒に仕事をやっているメンバーです。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま同意案第2号、3号、4号と説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。進めてよろしいですか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは同意案第2号 豊見城市社会教育指導員の任命について、■■■■■氏を社会教育指導員として任命したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>同意案第3号 豊見城市社会教育指導員の任命について、■■■■■氏を任命したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>同意案第4号 豊見城市社会教育指導員の任命について、■■■■■氏を任命したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、日程第13、承認第1号、工事請負契約の変更契約の締結について（豊見城中学校屋内運動場建築工事）であります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校施設課長	<p>学校施設課、国吉のほうで説明いたします。</p> <p>承認第1号、豊見城中学校屋内運動場建築工事の工事請負契約の変更契約の締結についてであります。提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき下記の事案に関し、臨時代理を行いましたので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>内容につきましては、次の2ページをお願いします。これは、市議会</p>

	<p>の議案第30号の写しとなっております。工事請負契約の変更契約の締結について。1、工事名、豊見城中学校屋内運動場建築工事。2、施工箇所、豊見城市宜保地内。3、変更請負金額、8億7,586万9,200円。4、今回変更による増額、1,981万8,000円の増額となっております。5、請負業者は、株式会社東洋土木工業・株式会社玉新建設・株式会社平川建設特定建設工事共同企業体であります。代表者は、豊見城市字与根89-5、株式会社東洋土木工業、代表取締役赤嶺武男であります。</p> <p>工事の変更の内容につきましては、3ページをお願いいたします。工事設計変更理由書の表の上から、まず鉄骨工事に変更となっております、耐火間仕切壁の追加となっております。体育館の1階は駐車場になっているのですが、その駐車場に耐火壁を追加しております。その下の金属製建具工事につきましては、これも耐火性のある窓への変更及び防火シャッターの追加となっております。防火シャッターは1階の駐車場に防火シャッターを追加しております、耐火性窓については、2階の窓を耐火窓に変更しております。主な内容は以上です。一番下のその他で、この工事の変更に伴う諸経費と消費税等の金額となっております、合計で1,981万8,000円の増額となっております。</p> <p>次のページは、屋内運動場の施工している箇所の図面で平面図であります。説明は以上です。</p>
教育長	<p>承認第1号につきましては、本来、委員の皆さんの議決をもって、あとでやるべき事項ではあるのですが、時間的に間に合いませんでしたので、私のほうで臨時代理を行って処分をしております。結果として、それはまた報告する義務がありますので、今回の報告案件としての提案となっております。</p> <p>どうぞ、質問がありましたら、委員の皆さん、よろしく申し上げます。</p> <p>国吉委員、どうぞ。</p>
国吉委員	<p>お願いします。16番の金属製建具工事の耐火性のある窓とか防火シャッターは、当初は計画がなくて、変更になったかと思うのですが、当初からの考えというのは、いきさつとかを教えてくださいませんか。</p>
学校施設課長	<p>実は、工事発注したときは、通常の窓と、耐火間仕切り等は設置しないで、建築確認申請を出して、その後に建築確認申請のやりとりをして、指導主事の方とやりとりをして、間仕切りが必要だということで変更になっております。</p>
国吉委員	<p>その後で、やっぱり必要だろうということになったわけですね。</p>
学校施設課長	<p>そうですね。</p>
教育部長	<p>教育長、すみません。</p>



教育長	はい、どうぞ。
教育部長	これは、建築確認を出した後に、建築指導という指導主事があります。今はセンターにお願いしてはいますが、こちらの指導主事から指導があって、この駐車場も耐火にしないといけないということがございまして、この部分を急遽追加して、変更で増額したという内容でご理解をお願いしたいと思います。
国吉委員	わかりました。
教育長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、承認第1号、工事請負契約の変更契約の締結について(豊見城中学校屋内運動場建築工事)、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続いて、日程第14、承認第2号、工事請負契約の変更契約の締結について(豊見城総合公園陸上競技場改修工事)について、事務局の説明を求めます。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課です。 承認第2号、工事請負の変更がありましたので、提案理由、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき下記の事案に関し、臨時代理を行った。これを報告し、教育委員会の承認を求めます。工事請負契約の変更契約の締結について(豊見城総合公園陸上競技場改修工事)についてでございます。 3ページをお開きください。契約金額を、変更後5億1,437万9,160円、当初の議決時5億997万6,000円、増減440万3,160円ということで、400万円余りを増額してございます。 内容につきまして5ページ、工事設計変更理由ということで、主には当初の数量の増減等がありまして、今回、増が440万3,000円余り増額したという形になっております。以上です。
教育長	ただいま説明がありました豊見城総合公園陸上競技場改修工事につきまして、事務局より説明がありましたが、質問のある委員がいましたら、挙手の上お願いしたいと思います。どうぞ、確認でも構いませんので。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、承認第2号、工事請負契約の変更契約の締結について(豊見城総合公園陸上競技場改修工事)について、提案どおり決定したいと

	思いますが、よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第15、承認第3号、陸上競技場備品買入変更契約について(陸上競技場備品買入)、事務局の説明をお願いします。
生涯学習振興課長	同じく生涯学習振興課です。 陸上競技場の備品買入変更契約についてです。提案理由は、先ほどの工事と同じように、臨時代理を行ったので、これを報告し、教育委員会の承認を求めることとなっております。 内容については3ページです。変更後の契約金額2,930万1,480円、当初の契約金額2,878万2,540円、増減51万8,940円となっております。 4ページ、番号が1から22までが当初で購入していて、23から32までが追加した備品の明細となっております。基本的には、オリンピック・パラリンピックの合宿誘致をするために、砲丸、円盤、やり等の備品が必要だろうということで、追加して購入しております。説明は以上です。
教育長	ただいま承認第3号 陸上競技場備品買入変更契約について(陸上競技場備品買入)の説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、承認第3号、陸上競技場備品買入変更契約について(陸上競技場備品買入)、提案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 ちょうど1時間ですが、10分ほど休憩してよろしいですか。 それでは10分ほど休憩いたします。
	休 憩 (14時29分) 再 開 (14時38分)
教育長	再開します。 引き続きまして、議事を進めていきたいと思えます。 日程第16、承認第4号、臨時代理の報告(平成31年度一般会計予算について)であります。事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	まず学校教育課長から説明させていただきます。 一般会計につきましては、平成31年度の全体の予算です。教育予算に関しての臨時代理をさせていただきました。3月議会で、今上がっている、審議がされております。28日の最終本会議の中で、議決がされてい

くかと理解しているところでございますが、この説明につきましては、去る、前回の総合教育会議の中で、新年度予算についての説明を、おおむね、大きいものについてはしたところでありますので、その後から変わったものだとか、新たに説明が必要なものに限って説明をさせていただきたいと考えております。課ごとに説明、質問等していきたいと思っているところであります。

まず学校教育課でございます。137ページから10款の教育費になっておりますが、140ページをおあげください。これは給食センターにかかる予算になっております。給食費については、給食の賄材料費以外は、公費で負担することになっておりまして、一般財源といいますか、一般会計予算で算定することになっておりますので、その中の一部となっております。140ページの13節委託料の上から3番目です。長寿命化設計等委託料というのが350万円組まれているかと思っております。これと関連してくるのですが、その次のページの141ページの一番上の15節工事請負費、維持工事費というのが3,172万5,000円組まれています。これは給食センターが、昭和61年に建てられて、もう大分古くなってきておりまして、今、長寿命化対策として、今年度は天井の塗装、防カビ塗装をしたところです。来年度、設計長寿命化ということで、床の見直しを、グレーチングとか、床の塗装の件の見直しと外壁のところも塗装をしたいと思っております。それに関する設計委託料と維持工事費になっております。その予算が実計事業として採択されておりますので、それに伴って、この2つの事業を夏休みの間に実施していくということになっているところでございます。これが前回の説明ではなかったところになっております。

続きまして143ページをおあげください。下から2つ目、14節使用料及び賃借料。使用料が組まれておりますが、その下、2番目にプログラミング教材使用料というのが40万5,000円組まれています。これは何かというと、ここにありますがけれども、これも加わっています。実は予算の最後のところまで、つくつかないか保留になっていて、これは何かというと、ソフトバンクの社会貢献事業でペッパーを安くで借りられる。はま寿司の入り口とかソフトバンクのケータイ屋さんのところにロボットがいますよね。それがペッパーと言うのですが、それを1台導入して、プログラミング教育が教科化されることに伴って、呼び水になるように、そのイメージ、これを見て、プログラミングの勉強をして動かしてみたり、いろいろな活用を、学校にそういう場を与えようということでの、プログラミング教材を考えています。これはペッパー1台です。小学校に、主に回していこうと思っております。

	<p>続きまして、次の144ページをおあげください。19節負担補助及び交付金のところでございます。扶助費の一番手前のところ、一番下にジョン万次郎英語弁論大会派遣費補助金30万円が組まれております。これは先ほど、英語ストーリーコンテストの入賞者を、このジョン万次郎、高知市で開催される弁論大会に派遣していこうということに伴っての、生徒の分と引率にかかる補助金として30万円が組まれているところでございます。学校教育課のその分の新しいところの説明をする分については以上であります。</p>
<p>学校施設課長</p>	<p>続きまして、学校施設課の予算の内容について説明いたします。</p> <p>すみません、資料の11ページをお願いします。歳入歳出予算の11ページです。一番前のほうから3番目。第2表の債務負担行為の表があると思います。この表の下から3番目の伊良波中学校仮設校舎賃借料が、前回の一次内示で説明をしたときには、限度額が3,500万円だったのですが、これが5,676万2,000円に増額になっています。これは、算定の際に少し単価が安く計上されていたのですが、これを、財政課とその後調整して、単価を上げてこの金額にしてあります。それからその上に、豊見城中学校改築事業、これは平成31年度、単年度事業だったのを、平成31年、32年に2年度にまたがっての工事契約をするということで、債務負担行為を追加しております。これが6億2,153万円を、平成32年度につけてございます。その上の伊良波小学校校舎増築事業については、変更はありません。一次内示で説明をしたとおりであります。この伊良波中学校仮設校舎の賃借料につきましては、豊崎中学校へ分離するまでの間、プレハブ造の校舎を借り上げて、暫定的に教室の確保を行うもので、平成31年度はプレハブ校舎の建築を行って、平成32年度から34年度まで3年間リースをする予定となっております。平成35年度は校舎の解体を予定しております。</p> <p>資料は飛ばのですが、予算書の145ページをお願いします。145ページは、10款1項教育総務費の5目施設管理費をお願いします。節区分の9で旅費、普通旅費が組まれているのですが、これは、今回から（仮称）豊崎中学校の整備に向けた検討を行うということで、民間企業を活用した学校整備の先進地の視察を行うための予算として31万8,000円を計上しております。</p> <p>次の146ページの節区分13の委託料で、右側の説明で上から2番目の小中学校適正規模調査業務というのがあるのですが、これも（仮称）豊崎中学校の建設に向けた検討を行うため、児童生徒数の推計を再調査するというの、単年度の予算として121万円を計上しております。</p>

	<p>155ページをお願いします。10款3項中学校費の4目学校建設費であります。これは豊見城中学校の建設事業費であります。前回、説明したときの金額が19億9,507万9,000円でありましたが、先ほどの債務負担行為のところの説明したのですが、特別教室等の工事の発注を2カ年にまたがって発注するために、平成31年度、32年度に分けて、2カ年事業でやったため、平成31年度の事業費が少なくなっております。それで今回、13億7,354万9,000円に金額が変更になっております。学校施設課の説明は以上です。</p>
生涯学習振興課長	<p>それでは生涯学習振興課に移ります。</p> <p>歳入につきましては、一次内示変更はございません。収入合計2,623万1,000円が平成31年度の歳入、収入となっております。</p> <p>歳出については、159ページ。10款5項社会教育総務費からになります。主な変更としましては161ページの13節委託料、青少年国際交流事業委託料665万2,000円、こちらが一次内示は715万5,000円ということだったのですが、50万3,000円の減。これは見積もりを1社、当初は出していたのですが、2社必要だということで、一次内示には間に合わなかったのですが、その後、提出しまして、別の1社からとった見積もりを採用したということになっております。</p> <p>続いて163ページ、公民館の11節需用費の修繕費が225万1,000円となっております。当初、195万1,000円でしたが、自由に使える修繕費ということでプラス30万円増額しております。</p> <p>170ページの保健体育費については、当初の予算と変更はございません。職員の人件費を除いた社会教育総務費、公民館費、保健体育費、1億4,930万円ということで、今回予算化されております。以上で説明を終わります。</p>
文化課長	<p>次に、文化課長と申しますが、説明をしたいと思えます。</p> <p>まず文化課の所管が中央図書館の所管になっております。まず予算書の11ページ、債務負担行為、その下から2番目、中央図書館の指定管理委託というのがあります。期間が平成31年度から36年度、限度額が5億円ということの債務負担行為を上程しております。内容については、平成31年度に指定管理の選定を行いまして、32年、33年、34年、35年、36年までの5年間を、年間約1億円余りで指定管理を実施するものの内容ということで、債務負担行為を行っております。</p> <p>次に、予算書の166ページ、その10款5項、図書館費の中の13節委託料になりますけれども、長寿命化設計委託料ということで370万円、合わせて15節の工事請負費5,130万円、維持工事費、これは図書館が平成8年</p>

	<p>に竣工されまして、それからもう20年余りの年月がたっていて、図書館の屋根の瓦の漆喰を塗りかえて長寿命化を図るということと、壁面のひび割れ等の修繕を行いながら、防水工事を行うという内容になっていて、これが国の一括交付金に使えるということで、予算化されております。これが主です。文化課につきましては、先日説明した内容となっております。</p> <p>あと、長寿命化事業の歳入として36ページになりますけれども、社会教育施設整備事業債ということで、1,100万円の歳入の予定、あと残りが一括交付金ということになります。以上が文化課所管の説明でございます。よろしく申し上げます。</p>
教育長	承認第4号、一般会計予算についての説明がありました。委員の皆さん、何か質問がありましたらどうぞ。挙手してお願いしたいと思います。どうぞ、惣慶委員。
惣慶委員	すみません、ペッパー君の件ですが、2点、素朴な疑問ですが、この金額はペッパー君本体の金額なのか。これにプラス教材がパッケージになっている形なのか。あと2点目が、このプログラミングを学習していくときに、外部から指導をしてくださる先生がいらっしゃるのか。それとも直接、このペッパー君を学校の先生方が活用するのかという、2点、すみません、お願いします。
学校教育課長	お答えいたします。性別がないのでペッパーさんなのですが、君ではまずいらしいので、ペッパーさんについては、基本的にその本体の借入れと、プログラミング教育等のサポートがついているパッケージになっています。だから当然、先生方で使い方がわからなかったり、運用について困ったことがあれば、その窓口で相談が受けられるような形になっています。具体的な運用についてはこれから調整していきたいと思っています。決まったのが最近だったものですから、これから運用については考えていくというように小学校を回していきたいと考えているところです。
惣慶委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにありませんか。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、承認第4号 臨時代理の報告(平成31年度一般会計予算について)であります。提案どおり、承認してよろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第17、承認第5号、臨時代理の報告(平成31年度育

	英会特別会計予算について) であります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	<p>学校教育課、赤嶺から説明させていただきます。</p> <p>表紙が議案の表紙、承認になるものがありまして、予算案、予算書の表紙をあけていただくと、平成31年度豊見城市育英会特別会計予算ということになります。次に定めるところによるということで、歳入歳出それぞれ1,009万9,000円、歳入歳出ともにという規模で考えています。当然、特別会計でありますので、特別財産とか一般財源からということではなくて、育英会基金のほうから繰り入れをしたり、寄附金を入れたりということによって運用をしているということでございます。</p> <p>次のページをおあけください。2ページ、歳入でございますけれども、歳入は以上の4つです。財産収入というのは、基本的には貸したお金が返ってくるというものです。その財産収入と寄附金、これが財産収入が702万4,000円を想定しています。寄附金は1,000円、費目存置になっております。額が、年によって大分寄附金が違いますので、見込みとして、まずは1,000円として、最後の補正、3月の補正で調整をしていくという形を通常とっているところでございます。繰入金、これは基金からの繰入金、これは育英会の基金になっておりまして、今4,000万円弱、入っているところでございます。そこから302万4,000円を繰り入れする予定になっております。繰越金については5万円、これは前年度から余ったものについて繰り越しをしていくということですが、現時点、まだ締めておりませんので、一応見込みということで、ご理解いただけたらと思います。合計が1,009万9,000円ということになっております。</p> <p>次、歳出でございます。次のページをおあけください。育英会、これは育英費と予備費になっております。育英費と予備費というのは、基本的に、育英費が平成29年度から始まっている給与、返さなくていいお金と、返さないといけない、貸しているお金です。このお金にかかるところの歳出ということになっております。育英事業費が979万9,000円、予備費が30万円ということになっております。</p> <p>明細をあけていただきたいと思っておりますが、明細書の3ページ、歳入をごらんください。先ほどの歳入の内訳になりますけれども、財産収入として、今年度699万8,000円を予定しています。21万4,000円ふえておりますが、償還金収入現年分、これは実際に、返す期間、おおむね卒業した後1年たって、10年間の間に返すことになっております。その額が、償還金収入現年分が567万4,000円、これは県外大学16名、継続して返済があります。それが300万5,000円。県内大学27名、今返済がありま</p>

す。それについて266万9,000円ということになっています。2節の償還金収入滞納分というものが、返すべき期間は過ぎているけれども、滞納分にかかるものになっております。これが132万4,000円で、県外大学が17名、今滞納が残っているところです。32万6,000円。県内大学31名の84万円、高等学校が8名ということでございます。利子及び配当金が、これは育英基金にかかる利子ということで2万6,000円ということになっております。一般寄附金は費目存置で1,000円ということになっているところでございます。

次のページをあけていただきまして、繰入金が、育英会からの繰入金として302万4,000円を見込んでいるということでございます。繰越金が、先ほどありましたように、5万円、平成30年度のものを見込んでいるということです。

次、支出になってまいります。5ページをおあげください。事業費ということで、本年度966万円です。この内容の一つは、右に移っていきます。20節扶助費になっているところ、180万円が組まれています。扶助費というのは、返済を要さない給付型の奨学金に関するところです。この額の内訳ですけれども、給付奨学金、初年度は入学金相当と半期分ということで60万円を限度にしています。その2人分で120万円と、議会等でいろいろ要望が、質問とかあって、大学にもう既に入っている生活保護世帯が、例えばこれを借りたいというときはどうするのかという話がありまして、その部分です。次年度以降、2年目以降は30万円になっていますが、それが2人いるだろうと見込んで30万円の2人分で60万円。新規の2人分の120万円を足して180万円を見込んでいるということでございます。次の節、21節貸付金でございます。786万円、これは返済を要する貸与になっております。県外大学、今継続で6名、奨学金を支給しています。新規を2名、トータルで480万円、県内大学が、継続で奨学金をとっている方が4名いらっしゃいます。新規を2人にしておりますので、そこで216万円。入学準備金が30万円を限度として貸し付けをしておりますので、これが3名分を想定しておりますので、90万円ということになっております。2目の運営費につきましては、それに関する口座振替とか消耗品費に関する予算となっております。報告すべき事項としては、事業費の貸し付けのところについては、基本的に、今、新規を、県外大学、県内大学ともに、県外が1人減、県内は2人減ということで、今は応募自体が少なくなっておりますので、それに伴って予算規模が前年度と比べて小さくなっているということでありまして、説明は以上であります。



教育長	<p>ただいま承認第5号、臨時代理の報告（平成31年度育英会特別会計予算について）の説明がありました。質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>課長、平成30年度の今の申し込み状況、概要でも説明できますか。</p>
学校教育課長	30年度…。
教育長	今年度の。現時点での、今の。これはもう31年度、すぐ31年度の予算になるのか。
学校教育課長	はい。
教育長	すぐ31年度予算ですか。
学校教育課長	はい。次でまた、臨時代理があるので、そのタイミングで給付型の話も少しできればと思っています。
教育長	<p>了解しました。</p> <p>進めてよろしいですか。</p>
全員	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	<p>それでは、承認第5号 臨時代理の報告（平成31年度育英会特別会計予算について）、提案どおり承認したいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p>
全員	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、日程第18、承認第6号、臨時代理の報告（平成30年度（平成31年度進学予定者）豊見城市育英会給付奨学金の給与決定について）であります。事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>これも臨時代理をさせていただいております。といいますのは、この件につきましては、給付型ですね。生活保護世帯に関する方から、初めて、今回1件目、制度が始まって初めてということになります。申請がありましたので、申し込み、支払いの期日が迫っておりましたので、臨時代理をさせていただいております。</p> <p>10ページをおあげください。この育英会の給付型奨学金につきましては、初年度は30万円が入学金相当で、30万円が半期相当ということで60万円を限度としております。この方につきましては、那覇医師会的那覇看護専門学校に進学されるということで、世帯の要件は満たしているということで、経済的に困窮しているということと、あと12ページをおあげください。成績も、見ていただくとわかるように、評定平均も4.74ありまして、非常に優秀な方でありまして、それらを踏まえまして、給付型奨学金の給与については該当するだろうということで、臨時代理をさ</p>

	せていただいているところでございます。説明は以上であります。
教育長	ただいま説明がありました件について、質問がありましたら挙手の上、お願いしたいと思います。確認の意味でも構いませんので、どうぞ。委員の皆さん、遠慮なく意見を述べてほしいと思います。
学校教育課長	補足をさせていただきます。 去年度、実は、年度末に専門学校ぎりぎりに合格をして、支給が間に合わなかったということがありますので、今回もこれから後、仮に出てきて、申請があった場合、臨時代理で対応させていただきたいと考えているところでございます。
教育長	昨年より、給付型に取り組むということで進めてきましたけれども、対象者がなかなかなくて、これまで該当者はいませんでした。今回、こうして対象者が出てきましたので、先ほど言われましたように、臨時代理でやって、支払日に間に合うように対応したところであります。
学校教育課長	今後の方向性のところでありますけれども、先ほど、予算案でもご説明いたしました貸与型が、基本的に今はもう学生機構でその他の奨学金の動き、また高等教育の無償化の動きもあって、ニードが下がってくるだろうと思っております。今後、財源の問題がありますが、給付型、また入学準備金については、ご存じのとおり、もう既に3人枠があって、あと2名分、予算が流用できる枠は持っていますけれども、ニードのある方向に育英会はシフトをしていこうと考えているところであります。給付型についてようやく出てきたということでもあります。議会とも、もっと拡大して生活保護に限定せずにするべきではないかという意見も出ておりますけれども、今、財源の問題と、やはり本当に必要な人たちに届ける、支援をしていくということから見ると、現時点では生活保護世帯に限定をして、そこがその世帯で複数人出てきた場合はできるだけ対応していくという方向で、育英会としては進めていきたいと考えているところです。
教育長	進めてよろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは日程第18 承認第6号 臨時代理の報告(平成30年度(平成31年度進学予定者)豊見城市育英会給付奨学金の給与の決定について)、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして、日程第19 承認第7号 臨時代理の報告(教職員(管理職)の人事異動について)であります。事務局より説明をお願いします。

<p>学校教育課長</p>	<p>学校教育課から説明させていただきます。</p> <p>これはご存じのとおり、新年度に向けて、管理職の方々、校長、教頭職の人事異動に関することになっております。教育委員会定例会でこの案が出てくるというのは、基本的に各学校に配置されている管理職については、市の教育委員会の配下にあるということでありますので、異動内示を決めて、島尻教育事務所、県に出しているという形になっていくと思っております。</p> <p>内示書は2枚目をおあげください。既に新聞等では出ているところではありますけれども、違っているところは2番目の転出です。ゆたか小学校の教頭先生が、今年、内示前に交通事故に遭われまして、休職されるということがあっての転出という形になっているところがございます。どなたか、新しい教頭先生がお見えになるということであります。ここが違っているかと思えます。永山先生のところについては、転出でありますけれども、これはすみません、2番目、留任です。籍を置いたまま、別の教頭先生がお見えになる形になっています。すみません、おわびして訂正させていただきたいと思えます。あと、座安小学校、5番、6番、森先生が琉大に研修派遣されておりましたが、琉球大学の准教授職につかれるということで、退職となっております。説明は以上であります。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま教職員（管理職）の人事異動について説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。どうぞ、確認の意味でも構わないので。</p> <p>先ほども説明がありましたけれども、森力先生については、座安小学校から行かれたということもあって、一旦籍を置いて、その後退職という手続になる。それで、ワンタッチの形で置かざるを得ないという説明がありました。そしてその後は、琉大の准教授として採用という形になるそうです。そういう話でした。国吉委員はご存じのように専門家でありますので。</p> <p>ほかに質問はありますか。進めてよろしいですか。</p>
<p>全員</p>	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、承認第7号、臨時代理の報告（教職員（管理職）の人事異動について）、提案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>全員</p>	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第20、承認第8号、臨時代理の報告（平成31年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について）であります。事務局より説明をお願い</p>

	します。
学校教育課長	<p>学校教育課から説明させていただきます。</p> <p>これは、定期人事異動に伴うものでございます。</p> <p>2ページ目をおあげください。このページにつきましては、幼稚園が認定こども園化することに伴って、幼稚園にいらっしゃった方々が全て、市長部局に配置換えになるというところの内容となっております。</p> <p>3ページ目が、各教育部、部長を含め、各課の、3ページ、4ページが異動に関する内容、内示に関する内容となっているところでございます。これはごらんください。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま承認第8号についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手の上お願いしたいと思います。国吉委員、どうぞ。</p>
国吉委員	<p>教職員の人事についてですけれども、小中学校の管理職については教育委員会でもあるのですが、一般教諭についての内示後の報告といたしますか、そういうものはこれまでないのですか。これは市内の先生方がどこに行くかとか、あるいはどの先生が来るかというのは。新聞発表も今はないので、ネットでは見られるのですが、もし可能だったら見たいと思うのですが、どうでしょうか。</p>
教育長	<p>基本的には教育委員会の承認というのは、校長職だけにはあるのですが、できるだけ、そういった公表、あるいは委員の皆さんに知らせるといのは当然のことだと考えますので、そういう対応に努めたいと思います。今後、そういう方向で検討します。</p>
国吉委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>次、確定したものでいいから。</p>
学校教育課長	<p>データの提供ということですね。</p>
国吉委員	<p>準備をお願いします。</p>
教育長	<p>進めてよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、承認第8号 臨時代理の報告(平成31年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について)、提案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全員	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第21、報告第2号、第二次豊見城市子供の読書活動推進計画についてであります。事務局より報告をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課です。</p> <p>資料の目次をごらんいただきたいと思います。第1章から第4章まで</p>

	<p>ありまして、その後、資料となっております。第1章、第二次豊見城市子供の読書活動推進計画策定の背景ということで、読書活動の意義、国の動向、2ページ、県の動向等が示されております。</p> <p>第2章につきましては、第一次推進計画の取組の成果と課題ということで、今回、去年11月にアンケート調査を学校等で行いましたので、その結果をもとに成果と課題等を出しております。1、家庭における取組の成果と課題というところで、3ページ目に記載されております。4ページにつきましては、2、地域における取組の成果と課題。5ページ、3、学校等における取組の成果と課題。6ページに、4、読書活動支援ボランティアの取組の成果と課題ということで、第一次に掲載された内容の取り組み状況、課題等をお示ししてございます。</p> <p>7ページ、第3章、第二次子どもの読書活動推進計画の基本方針ということで、基本方針、目標につきましては「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」ということを目標として、第二次の読書計画を策定してございます。(2)の方針につきましては、一次と変わらず4つの方針で取り組んでいくと。計画期間につきましては、平成31年から平成35年の5年間とするということでありまして、基本的な体系としましては、8ページ、学校等、家庭、地域ということで、3つの柱でそれぞれの役割といたしますか、それに取り組んでいくということでありまして。</p> <p>12ページ、1、家庭における読書活動の推進ということで、家庭の役割等、現状と課題、今後の方策というところで示しております。</p> <p>13ページ、2、地域における読書活動の推進というところで、地域、図書館等も入っていますが、そういったところの取り組み。</p> <p>16ページ、3、学校等における読書活動の推進ということで、学校の取り組み等が示されております。</p> <p>19ページ以降は、関係する読書活動推進計画の資料とアンケート結果などが掲載されております。以上で説明を終わります。</p>
教育長	<p>報告第2号 第二次豊見城市子供の読書活動推進計画についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手の上お願いしたいと思います。惣慶委員、どうぞ。</p>
惣慶委員	<p>すみません、5ページですが、小学校・中学校の部分の表の右側です。成果と課題。課題の部分で下から3行目、学校名がわかっていたら教えていただきたいのですが、学校図書館図書標準は小学校3校、中学校1校が達成しているということですが、これは市内の学校ですよね。学校名がわかりましたら教えていただけますか。</p>

学校教育課長	長嶺中学校が達成しています。小学校は、長嶺小学校、座安小学校、とよみ小学校、豊崎小学校。
生涯学習振興課長	4つになっている。
教育部長	小学校3校。 中学校を入れて4校だから。
学校教育課長	だとしたらやり直しになるんじゃないかな。
教育部長	アンケートの…。
学校教育課長	私もちょっと…すみません、少し、新年度に向けての予算配分、これ、足りていないところに対して、傾斜配分しているんですね。1,000万円、図書費がついていますので、その中で均等割を60万円にして、上乘せ分ということで、足りていないところを中心今もやっているところなので、データをとったときのタイムラグが少しあるかもしれません。本を買った時期とか。その時期が少しあるかもしれません。
惣慶委員	ありがとうございます。
学校教育課長	ここちょっと一概に何とも言えなくて、やはり学校図書については、ずっと持つておくものではなくて、子供が読まなくなった本を廃棄したり、当然、子供たちに人気がある本については、早期に読めなくなったりするので、その増減が、廃棄とか出てくるので、その年によって、実態と合わないところが出てくると思います。今、現時点で、予算要求の段階、2018年11月13日現在ではそのようになっておりますのでご理解いただけたらと思います。
生涯学習振興課長	アンケートの、28ページ、学校名は記載されていないのですが、小学校8校中3校、中学校3校中1校であるというところの中ではあります。学校名については、集計した結果になっていますので、必要であれば後ほどまた報告します。
惣慶委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにありましたらどうぞ。
学校教育課長	学校図書については、今、ゆたか小学校が足りていない状態で75.4%、一番足りていない。新しい学校というところもあって、そこも含めて、今掲載しているところになっています。平成29年度には、図書費800万円で、平成30年度、今年度から200万円アップしていますので、この図書の状況については、多少なりとも改善されつつあるという理解をしているところです。
教育長	ほかにないですか。
国吉委員	1つよろしいですか。中央図書館の利用状況についてですが、やはり学校は伊良波小中学校の児童生徒が圧倒的に多いとか、そういうことは

	ありますか。近くなので。
文化課長	おっしゃるとおりで、やはり図書館が近いただけあって、伊良波小中学校の利用は高く、離れていくにしたがって、次に高いのが上田小、そして豊崎という感じで、やはり一番端の長嶺小学校、とよみ小あたりは低くなる傾向にあります。
国吉委員	ありがとうございます。
教育長	他にないですか。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、報告第2号 第二次豊見城市子供の読書活動推進計画について、報告がありました件について、教育委員の皆さんに報告いたしたいと思います。報告案件として、読書活動推進計画が策定されましたので報告いたします。以上です。</p> <p>続きまして、日程第22、報告第3号、豊見城市立中央図書館の指定管理者制度導入について、報告いたします。この案件は、今、特に議決をするとかそういうものではありません。今後の取り組みとして、これは予算が承認されておりますので、委員の皆さんには早目に説明をする必要があるという認識のもと、報告として説明しておりますので、ご理解を願いたいと思います。具体的な改正案が上がるのは、図書館の指定管理に関する設置規定の改正がありますので、そのときには議決いただくこととなりますが、細かい説明をこれまで説明しておりませんでしたので、3月、4月、5月という形で随時説明をしながら、教育委員の皆さんのご理解を願いたいという意味での提案です。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>報告第3号、提案理由、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第2号及び第3号の規定に関連し、教育委員会へ報告しなければならないので、本件を提出するという事になっております。</p> <p>開きまして2ページ、内容については、市立中央図書館の指定管理制度の導入について。1、市立中央図書館の概要として、現在、嘱託員である館長と臨時職員である司書20名、市職員2名により運営をしております。</p> <p>2、経過です。平成29年2月策定の「外部委託推進ガイドライン」や、平成30年3月策定の「第5次行政改革アクションプラン」に基づき、市立中央図書館の業務委託導入の検討を行ってまいりました。その後、市長への報告や定例庁議を経て、平成31年度当初予算案を市議会へ提案している状況です。予算案の内容としましては、平成31年度から平成36年</p>

度までの債務負担行為であり、限度額を5億円としております。これについては、先ほどの平成31年度予算の内容で説明したとおりでございます。

3、指定管理導入案の概要について説明します。民間事業者等の創意工夫を活かした多様な市民ニーズへの対応やノウハウを活かした業務の効率化及び司書の資質向上等による市民サービスの向上と運営経費の削減を目的として導入を予定しております。指定期間は、平成32年度から平成36年度（5年間）を予定しており、年間1億円の指定管理料を見込んでおります。対象となる範囲は、図書館の敷地・施設で文化課・歴史民俗資料展示室・市役所文書庫を除く予定です。これまでの図書館運営の質を落とさぬよう、公共図書館として収集すべき資料や選書・廃棄基準、職員の配置基準や実施すべき行事等を仕様書に明記してまいりたいと思っております。

4、今後の予定ですが、事業者の選定方法は、プロポーザル方式を予定しており、今後以下の日程で進めてまいります。4月に条例改正案の審議、これについては市の例規審議会・定例教育委員会へ諮っていきたいと思っております。5月には条例改正案を議会へ提出。6月には条例改正案の市議会議決をいただいた後に、4月～6月にかけて、募集要項・仕様書の作成、7月には公募をしていきます。8月には指定管理選定委員会による事業者選定を受けて、市議会へ議案を提出、そして9月には市議会にて指定管理業者の決定をいただいた後に、進めていくということになります。

5、参考までに県内の事例を紹介します。指定管理を行っている県内の図書館については、北中城村、あやかりの杜図書館（NPO法人あやのふあ）です。これは複合施設になりますけれども、そこが行っているところがあります。それと、本部町立図書館、これについては本部町文化協会が指定管理を行っているということでございます。それ以外に、業務委託として、先日、開館しました県立図書館ですが、一部業務管理委託を株式会社図書館流通センターという会社が受けています。それから、那覇市の繁多川図書館、これについては一般社団法人沖縄県子どもの本研究会というところが業務委託を行っているようです。次に（2）全国の事例ですが、全国で公共図書館は3,273館あります。これは2017年の図書館協会からの資料ですが、そのうち指定管理の数551館に、現在指定管理が行われていて、全体の約17%ぐらいは指定管理が進んでいるという状況がございます。それから、指定管理から逆に直営に変更した館数も16館ございます。全国の事例の紹介です。



	<p>現在の進捗状況ですが、このような内容で説明しております。指定管理は、基本的にはどなたでもできるということで、NPO法人だったり、地域の団体だったり、株式会社だったり、合同会社だったり、いろいろなところができますので、その辺の選定を、今後いかんによって進めてまいりたいと思っております。以上、説明でございます。</p>
教育長	<p>ただいま説明がありました件で、ご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手の上お願いしたいと思います。</p> <p>先ほど申しましたように、指定管理の導入については、今回の予算を含めて市長の施政方針の中で明確にうたわれておりますので、そういう方向で進めるということはありませんが、具体的に、皆さんから決議をいただくのは設置条例、図書館の設置条例が、指定管理ができるような条例改正のときには、そのときは決議をいただくのですが、その間、いろいろな疑問点とかそういうのを解消しながら、疑問点を解決とかいろいろ含めて協議しながら進めていきたいと考えていますので、今回については提案の範囲内で説明をして終わりたいと思っておりますが、特に何か意見がありましたらどうぞ。</p>
国吉委員	<p>質問です。県内の事例もあるのですが、この目的の中には司書の資質向上、あるいは市民サービスの向上というものがあるのですが、今、県内の事例の中ですけれども、北中城村、本部町がありますけれども、その辺の状況としては、把握している範囲でいいのですが、どうですか。目的に沿った運営ができていくかどうか。</p>
文化課長	<p>北中城村のあやかりの杜図書館は、NPO法人あやのふあというところがやっているのですが、そこは複合施設で、宿泊施設、キャンプ場、そういったものも兼ねながらNPO法人が請け負って事業を実施しながら、図書館もさらに運営を見ている状況でございます。本部町の図書館についても、先ほどご説明したとおり、本部町の文化協会が2012年に指定管理を受けて、行っている状況です。先ほど、司書の資質向上というのがありましたけれども、本市の場合、現在、嘱託員である館長と臨時職員である司書が全部運営を行っているわけですが、司書の皆さんは1年更新ないし、最高で3年までしか務められないという状況もありまして、指定管理になると、指定管理は5年という期間が伸びますので、この期間を長くすることによって、職員が持っているノウハウをうまく市民に還元できるのではないかとこの部分もありますし、県立図書館が業務委託をしている内容等については、契約社員を雇うのですが、市の契約社員の時給よりはるかに高い時給で雇っているという状況もありまして、指定管理になった場合は、今よりもさらに司書さんの給料も上がる</p>

	<p>のではないかと。例えば、ある株式会社の話では、もし契約社員で雇った段階で、キャリア等もいろいろありますけれども、場合によっては社員として秘書さんをそのまま雇いたいという話もちよつとあります。</p>
国吉委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。</p> <p>今回は報告案件として上げているので、終わった段階で、定例、いつものように、意見交換の場で細かい内容等の意見交換をさせていきたいと思ひます。</p> <p>それでは、日程第22 報告第3号 豊見城市立中央図書館の指定管理者制度導入について、これは特に挙手を求める内容ではありませんので、報告として終わりたいと思ひます。</p> <p>次に、日程第23、報告第4号、豊見城市中学校の部活動方針について事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課参事	<p>豊見城市中学校の部活動方針についてということで、規則第4条の規定によって報告いたします。</p> <p>2ページをおあげください。本方針策定の趣旨等については、本方針は中学校段階の運動部活動、文化活動も含めております。対象とし、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的に等に応じた多様な形で最適に実施されるよう目指すということで、提案しております。何に基づいてかということ、スポーツ庁のガイドライン、沖縄県教育委員会の運動部活動等の在り方、それから文化庁の文化部活動の在り方のガイドラインに基づいて検討しております。小学校段階のスポーツ活動及び文化活動についても本方針を踏まえ、速やかに改革に取り組むということですが、現段階では中学校の部活動方針のみに提案して、小学校については今後検討していくということで了解をお願いしたいと思ひます。</p> <p>1、適切な運営のための体制整備ということで、部活動の方針の策定があります。校長は、学校の部活動に係る活動方針、様式が5ページに載っています。これを全中学校で作成していただくと。それから次に、部活の年間活動計画、様式2、これが6ページにあります。7ページが様式3の毎月の活動計画及び活動実績という形で作成する予定です。</p> <p>主なものとして、3ページを見ていただけますか。3、適切な休養日等の設定ということで、休養日については、学期中は原則水曜日、今、水曜日はお休みですので、休養日とすると。土曜日と日曜日については、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合</p>

	<p>は、休養日を他の日に振り替える。また、長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いをするなどの規定を設けています。さらに部活動時間について、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日については3時間程度。ただし、活動時間に準備、片づけ、休憩時間、移動時間は含めないということで、ポイントとして記載しております。</p> <p>それから、一部訂正があります。4ページをお願いいたします。上の③市教育委員会は「下記」ではなくて「上記①、②に関し」ということと、④小学生が加入して行われるスポーツ少年団、ここについては削除をお願いします。これについては今後、来年度いっぱい検討して、改めて、小学校については検討して提案する予定でございます。</p> <p>おおまかには、今、中学校が部活動を実施しておりますけれども、主に大きな変化はないかと思いますが、ガイドラインに基づいて、各学校に提案し、各学校は9月までにさらに本市の教育委員会のガイドラインに基づき、作成していくという段取り、方向性で進んでいく予定でございます。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま提案のありました報告第4号 豊見城市中学校の部活動方針について説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手の上をお願いいたします。</p> <p>学校教育課参事、5ページの中学校の活動方針、各中学校でつくる活動方針について、少し説明したほうがもっとわかりやすくなるかなと思いますが。</p>
学校教育課参事	<p>5ページの豊見城市立中学校の部活動に係る活動方針、学校における部活動の方針、安全面を含めて、部活動の時間ということでもあります。2番目に休養日の設定とか部活動の時間等についてやって、記載します。それから設置する部活動名ということで、どういう部活動があるということ載せていく予定です。様式1についてはホームページに載せる予定でございます。</p>
教育長	<p>委員の皆さん、質問がありましたらお願いします。荷川取委員。</p>
荷川取委員	<p>今の様式1、2については、提出という形になっているのですが、内容等についての部活、部員、地域の方といいますか、その方たちに知らせる何かの方法を考えていますか。</p>
学校教育課参事	<p>部活動の方針等ですか。</p>
荷川取委員	<p>はい。様式1、2の内容の件です。</p>
学校教育課参事	<p>様式1についてはホームページで公表する予定です。2についてはちょっと検討して、3については毎月ですので、ちょっと難しいだろうと思っています。</p>

教育長	学校のホームページに掲載。
学校教育課参事	はい。学校のホームページです。
荷川取委員	学校のホームページを開かない方もいらっしゃるかと思ひまして。
学校教育課参事	部活動については、部顧問会を含めて、学校で、家庭訪問資料等にも載せて、今も周知しているところがございますので、今もやっていますし、今後とも周知していく形で提案していくと思っております。以上です。
荷川取委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにはないですか。 課長、報告案件は報告しますでいいですよ。決定の話はないですよ。
学校教育課長	はい。
教育長	進めてよろしいでしょうか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、報告第4号 豊見城市中学校の部活動方針について、教育委員会として、以上のとおり中学校の部活動方針について定めましてので、報告をいたします。 続いて、日程第24、報告第5号、平成31年第3回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育部長	私、濱里のほうで説明をさせていただきます。 これを全読み上げると2時間あっても足りませんので、5分で終わらせますので、取り急ぎ、お手元の一般質問通告書をご確認ください。 どういう方々がどういうことを質問しているかということでもとめたものがありますので、まず1番目、儀間盛昭議員の教育振興というのがあります。2番目、仲田政美議員も同じく(1)に教育行政についてという内容がございます。4番目、新垣龍治議員が(3)市内小中学校のクーラー設置。次に5番、宜保安孝議員が市長の施政方針の中で、いろいろございますけれども、一番大きいのが(2)伊良波小学校の過密化と(3)の給食の栄養確保という内容です。 大体質問が似ておりますので、ざっといきますので、次のページをごらんください。8番目、徳元次人議員の(2)陸上競技場について。(3)歯科衛生について。歯科衛生というのは、フッ化物洗口の話でございます。次(5)体育施設予約システムについてという質問がございました。11番目、川満玄治議員、(4)市長の選挙公約について。これは給食費の値上げの段階の話です。次、12番目、要正悟議員が(2)豊崎中学校(仮称)の建設について。(3)スポーツ拠点エリア構想について。これは中

中央公民館周辺、総合公園陸上競技場を、市長の公約でスポーツ拠点ということでありましたので、そういう内容がございます。次、13番目、瀬長恒雄議員、教育環境の整備についてということで、これは豊中のプールの建設の話をしてございました。

次、15番目に行きます。外間剛議員、施政方針の中で教育関連の質問がございました。16番、波平邦孝議員、(1)子どもの改革について。(3)宜保ふるじま公園について。今、豊中の代替え施設として、ふるじま公園を借りておりますので、ここの整備の話をしてございます。続きまして(5)スポーツ拠点エリア、これも同じく市長の公約の中で、総合公園陸上競技場周辺、中央公民館も含めて、どんなスポーツ拠点をつくるのかという質問でございました。次に17番目、大田正樹議員、(4)市立図書館の民間委託について。これは先ほど文化課長がご説明した内容でございます。次、18番、瀬長宏議員の教育行政について。19番、楚南留美議員も同じような教育行政について。これはツイタもんでした。次、20番、宜保龍平議員が同じく教育行政についてで、夏休みの短縮とフッ化物の話で質問がございました。次、21番目、新垣繁人議員、豊崎中学校の建設について。(3)小学校全教室へのクーラー設置についてという内容で、あとは最後に(12)安心・安全なまちづくりの中でいろいろと教育関連の話と、(14)とよむ教室の状況についてという内容がありました。

今回、絞って、答弁の内容を報告しますがけれども、22名の議員中、教育部には15名の質問がございまして、先ほど言いました内容を、豊崎中学校建設についてという内容、これは市長の施政方針の中にもあるし、内容が平成31年度、先ほど学校施設課長も内容を説明しましたがけれども、(仮称)豊崎中学校整備に向けて、今後、検討して取り組んでいきますと。内容が、民間の活力を研究しながらということで、旅費の話と、市立中学校適正規模調査の再調査をして、確実な補助事業面積、あるいは児童生徒面積を確保しないといけないという調査の部分で、先ほど説明した内容を答弁してございます。

続きまして、市内各小学校クーラー設置につきまして、これは上田小学校以外の小学校につきまして、順調にいけば、早いところで6月下旬、設置完了予定で、どうしても電力不足、電圧不足がある学校が、児童生徒数が多いところは、キュービクルと呼んでおりますけれども、高圧受電設備を増設するために、7月下旬という目標を設定して答弁しております。夏休み前までには、完全にクーラーは設置してほしいという質問がありましたので、そのような内容でお答えをしております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、伊良波小学校、中学校の教室が、今、生徒児童数がふえておりまして、足りませんので、まず小学校については、鉄筋コンクリート造RC造で2階建てをつくって、1階、2階、同じように4教室、4教室を確保したいということで、増築を考えております。中学校につきましては、先ほど債務負担行為で、(仮称)豊崎中学校ができるか、どうにかプレハブで債務負担行為を5カ年うって、どうにか生徒数を確保しようという内容でございます。そういう内容の答弁をしております。

もう1点は、各議員からの質問がありましたけれども、給食費の段階的な値上げに合わせて、平成30年度は給食費を栄養確保のために、小学校600円、中学校700円、値上げの提案をしましたが、給食運営委員会で、いきなりどんと上げるのは負担が大きいということで、段階的な値上げをしようということで、同委員会の中で決定をいただいた内容が、小学校でまず400円、中学校でまず500円という値上げをしていきたいという内容でありました。その中で、ちょうど給食運営委員会をしながら、市長の公約の中にも、給食費を段階的に無償化していくという内容がありまして、このまた後で、若干、いろいろとお互い議論をしたいと思っておりますけれども、それをどうにか一般財源で確保できないかという調整を随時やっている状況でございます。そういう内容で答弁を繰り返し進めていると、お答えをしております。

あと、全学校にフッ化物洗口導入についてということでございます。平成31年度は取り急ぎ、とよみ小学校及び座安小学校の1年生を対象に、先行的に実施していくということで、お答えをしております。これが順調にいけば、各小学校も随時やっていって、学年も上げていくという内容でございますが、これもいろいろと、学校の先生方との協議調整が必要でありまして、ぜひ、新年度はこういう内容でスタートしていきたいというお答えをしております。

続きまして、市長公約の中のスポーツ拠点の中で、今、Jリーグとか陸上のスポーツを通じて、オリンピック、パラリンピックの強化合宿も随時やっておりますが、今年度、新しく全天候型ということで、舗装を入れてございます。それをやりながら、今後、そういう拠点をつくっていく構想はないかということでございましたけれども、教育委員会としては、今の陸上競技場の改修工事で、予算計上は継続的にやりましたけれども、今年度、平成31年度については、予算がはつきり、この事業については切られまして、今はない状況です。今後、こういうJリーグとかスポーツ拠点をしながらでもありますが、まずはオリンピック、パラ

	<p>リンピックの内容で整備をし、先ほども議案の説明がありましたけれども、備品を購入しておりますので、今後、そういう誘致をしていきたいという内容で、お答えをさせていただきます。</p> <p>次、最後になりますけれども、図書館の内容は省きまして、後で議論もしていきたいと思います。18番、瀬長宏議員の教育委員会の会議録の議事録作成とその公表についてということで、これはまた各委員にお諮りをして、いろいろと議論をし、出せるか、出せないかということも含めて、今後やっていこうと。それに関連して、教育長のチェック体制はどうあるのかということで、教育長以外のほかの委員が教育長をどのようにチェックしているのかという質問がありまして、そういうこともまた後で、座談会をしながらやっていきたいと思います。駆け足でありましたけれども、8分かかりました。以上で報告を終わります。何かございましたら、また他の議員の方々のものも省略してございますが、どうい内容でお答えをしたかというのは報告したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、報告第5号、平成31年第3回豊見城市議会定例会一般質問についての説明がありましたが、委員の皆さんの中で、特にこの点について確認しておきたいとか、この点については説明をお願ひしたいという部分がありましたら、どうぞ、お願ひします。</p>
教育部長	<p>現段階で、クーラー設置につきまして、先ほど早い学校は6月、遅い学校は7月という内容でございましたけれども、施設課長のほうで、早い学校、上田小学校以外の7校の中で、実際試算している部分で、6月で完成しそうなところと…。</p>
学校施設課長	<p>完成する予定のところ、豊崎小学校と豊見城小学校以外の5校は6月末の完成予定です。豊崎と豊見城については、7月末完成予定となっております。</p>
教育部長	<p>この件につきましても、議員から、国の臨時で補正を組んでやっているの、夏休みと言わず早目にやってくれという質問がたくさんございまして、努力して6月、7月と言っていますが、実際、発注した後に、各大型クーラーというのは、受注発注製作品でございますので、もしかしたら全国的に工場が間に合わないということもありますのでご理解ください。学校施設課としては、ぜひ頑張っていきたいという内容で答弁はさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>中学校につきましては、豊中以外、今改築をあわせて伊良波中、長中は今年度で全部完了してございます。以上、補足といたします。</p>

教育長	<p>ほかにはないですか。質問。</p> <p>あと細かい内容は、意見交換の場で、私のほうからも説明したい点は何点かありますが、意見交換の場の中で対応したいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。</p> <p>それでは、日程第25、報告第6号、「豊見城市保幼小連携推進事業」の報告についてであります。保育幼稚園課長、説明をお願いします。</p>
保育幼稚園課長	<p>それでは、駆け足にはなるのですが、皆さんもご承知のとおり、幼保連携とか幼保一体が叫ばれ、その後、保幼小連携、昨今では保幼小連携というように、就学前児童施設と小学校が連携を結んで、小一プロブレムをどう解消していくか。沖縄の場合は特殊な事情、プレスクールの幼稚園が学校に併設されている時代を経て、昨今、例えば豊崎小学校には、1年生で入ってくる子供たちの出てくる、出身施設が16園にもわたります。したがって、こういう小一プロブレムの解消とするためということとあわせて、認定こども園、ご承知のとおり、幼稚園がなくなって、全て市内は認定こども園に移行されて、大きな改革がなされる平成31年度を迎えます。それに向けて、保育幼稚園課においては、保育にパイアスがかかることを打開して、教育をしっかり、こども園でも備えていく、進めていくということで、こちらに書いてあるように、沖縄型幼児教育推進事業を取り入れまして、2年間やってきております。</p> <p>今から報告する内容をペーパーを使うと時間が大分かかりますので、今日は、僕らの後ろ側ですけれども、パワーポイントを使って、2年間を8分で説明するのは至難の業ではあるのですが、特命副参事とコーディネーター、一生懸命短縮形で練習してきていますので、一旦、こちらのパワーポイントを使わせていただいて、駆け足で説明させていただきます。</p>
保育幼稚園課副参事	<p>皆さん、お疲れのところ申しわけございません。2年間と今おっしゃったのですが、平成28年4月から、実際は、3年目ということで、やっている事業ですが、お手元に資料はございますか。時間の都合上10分を予定していたところ、8分なので、かいつまんで報告させていただきたいと思います。コーディネーター宮城からよろしくお願いします。</p>
教育推進コーディネーター	<p>皆さん、こんにちは。平成29年1月から保幼小連携のコーディネートをさせていただいています。宮城と申します。これから、保幼小連携推進事業についての報告を行いたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>まず、豊見城市は、保幼小連携推進事業を行う前の現状として、公立幼稚園は小学校に隣接、そして併設していることや、小学校長が幼稚園長を兼任しているというところから、連携しやすい環境にあり、お招</p>



き会などの交流が行われていましたが、私立幼稚園や保育所などのその他就学前施設は、小学校との連携や交流が余り図られていないという実態がありました。その実態を解決すべく、沖縄県の沖縄型幼児教育推進事業を活用して、平成28年度より3年間の事業として、豊見城市でも保幼小連携推進事業として取り組んで、今年度で3年目となります。豊見城市の保幼小連携推進事業の組織図としては、学校教育課と保育幼稚園課が連携しながら、市内の認定こども園、そして公立、私立幼稚園、公立保育所、法人の私立保育園、保育所の5歳児が向かう小学校を結集点として、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続を推進しています。

平成30年度は主に8小学校区に分かれて連携を行っています。これまでは、公立幼稚園の大体の5歳児が小学校に上がるという実態があったのですが、社会情勢の変化に伴って、市内の保育園でも5歳児保育を実施して、充実してきたところから、公立幼稚園に加えて、市内の保育園と、校区内、校区外にかかわらず、一つの小学校にいろいろな幼児教育施設の5歳児が就学する実態があります。実際に、4月に私たちが小学校に訪問したところ、お祝いメッセージということで、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、そして市外の保育所、幼稚園、認定こども園の、合計16園からのメッセージがあることから、一つの小学校に16園から子供たちが集まってきているという実態がありました。

そして、平成28年度より実施している豊見城市保幼小連携推進事業ですが、これまで保幼小連携担当者として施設に1人ずついたのですが、連携担当者だけではなくて、施設長の理解が重要だということから、平成30年度は、4月に園長・校長会として、豊見城市の保幼小連携の事業の内容だったり、沖縄県の幼児教育の実態について、沖縄県教育庁の指導主事の方にいらしてもらって、説明を行いました。その場で、園長先生や校長先生が校区ごとで顔合わせをして話をしたり、自己紹介をすることで、年間を通したスムーズな連携を図ることができました。この取り組みがとてもいい取り組みだったので、次年度もまた実施を予定しています。そして、園長・校長会の中でも特に共通理解をした部分としては、この図にもあるように、幼児期の中で育ってきた、遊びの中で育ってきた学びが、これまでは小学校に上がるとゼロからのスタートということで、また一から小学校で学びがスタートするところが従来の考え方だったのですが、これからは子供たちが幼児期で育ってきた遊びの中で、環境の中で、学んできた力を小学校につないでいくという考え方で、幼児期の育ちをベースにして、逆三角形のように、小学校の育ちだったりとか、学びにつなげていくということにつなげて、こ

	<p>ちらが大事ということが共通理解することができました。</p> <p>先ほどの図にもあったように、学びをつなぐには、これまでの交流だったりというところだけでは、やはり学びをつなぐというところには難しいところがあったので、豊見城市でも、これまで小学校が4月から7月まで作成していたスタートカリキュラム、そして幼児期が小学校の学びにつなげるために作成をしていたアプローチカリキュラムを、この接続期としている、スタート、アプローチ期の中の作成を行っていたのですが、これが各施設での作成にとどまっていたため、やはりどちらのカリキュラムも整合性がまだ図られていないというところで、難しいところがあったので、市で学びをつなぐというところをポイントに当てて、教育課程レベルでの接続に向けて、接続期カリキュラム作成研究チームの設置を行っています。その中で、豊見城市の接続期カリキュラムというのを作成しています。</p> <p>そして、現場の先生方の取り組みとしては、夏休みを活用して、小学校教諭による保育参観が行われました。この中で、小学校の先生方から、5歳児がここまでできるなんて知らなかった、初めてわかった、5歳児の子供たちとかかわることができて、とてもよかったという声が上がっています。またこれは、5歳児3園の交流の記録になるのですが、これまで交流をするに当たって、交流を実施して終わるところまでだったのですが、これを交流ありきの区分ではだめだということで、継続性のある交流を行うために、記録簿を活用した交流の実施を行っています。まず子供たちの実態をわかった上で、どういった狙いを立てて子供たちを交流させるのか。そして実施して、どういった狙いの成果があったのか。そして振り返りをして、PDCAサイクルの確立を行っています。そして、用紙を1枚見ることで、新たに異動で来た先生が見ても、こういう交流がどういった狙いで行われていたということで、1枚見て、一目でわかるというところでも、記録簿の活用を各現場の先生にも作成をお願いしています。そしてほかの交流としても、5歳児の給食交流もありました。こちらは、公立幼稚園では学校給食を実施しているので、校区内の保育園の5歳児を呼んで、一緒に学校給食の交流を行っています。</p>
	映像を視聴（子供の声）
教育推進コーディネーター	<p>このように、学校給食を通して交流をすることで、小学校への憧れだったり、学校給食への楽しみ、そしてこれを経験することで、5歳のときにもこれ食べたよという安心にもつながる交流になっています。そしてこちらは、平成29年度の伊良波小学校区での取り組みですが、保育園、</p>

	<p>幼稚園の誕生児を小学校に招いて、校長室で自己紹介、そして将来なりたいものについて、自分で発表する、そしてそれを終わると1年生の授業を見に行くという交流を行っています。これは、平成29年度、平良正栄校長先生がずっと行ってきたのですが、平成30年になると、金城校長先生に引き継ぎをして、そのまま継続した交流が行われています。</p>
	<p>映像を視聴（子供の声）</p>
教育推進コーディネーター	<p>こういったように、先生方が異動しても、引き続き継続して行くことで、保育園の子供たちもそうですし、先生方も安心につながるといところで、とてもいい交流になっています。</p> <p>また、上田小学校区では連絡部会を行ってまして、こちらは1月に就学に向けて小学校の校長先生、教頭先生、そして1年生の担任の先生、そして特別支援の教育支援員の先生と、近隣の就学してくる保育園に声をかけて、大体6園ぐらいの先生方が一緒に参加をして、情報交換を行っています。こちらで、やはりよかったのが、これまでは連携担当者だけの集まりだったといところが多かったのですが、園長・校長会の中で、やはり施設長同士で顔を合わせているといところもあって、学校全体での取り組みとして、連絡部会を行うことができ、また就学前の引き継ぎ等にもとても役に立っています。</p> <p>このような取り組みを保幼こ小連携だよりにして、市内の保幼こ小連携の施設に周知することで、小学校の各施設の取り組みがわかったり、また自分達でもこういう取り組みをやってみようかといところでの計画にもつながっています。このような取り組みの中から、平成30年度の成果としては、交流をたくさん行っているため、子供たちが交流の中で顔見知りになって、4月に小学校になると、そういえばどここの交流会で一緒だったよねとい顔見知りのところから、すぐに仲良くなることができ、友達をつくることができいて、それを見た先生方が、次の学びの見通しを立てることができてとてもいいですとい声が、先生方からも実際に上がっています。ほかにも、成果が上がっていますので、後ほどご確認ください。そして課題としては、事業推進を図るための時間の確保として、先ほども言ったとおりに、交流ありきで行っている部分があったので、反省や振り返りをする場を、先生方の場をつくる時間の確保だったり、まだできていないところが課題だといところが出てきています。</p> <p>そして豊見城市では、次年度以降もこの推進事業を継続していくのですが、豊見城市は平成31年度から公立幼稚園が認定こども園に移行という形になりますので、これまでと変わらない連携を行うためにも、どの</p>

	幼稚園から来ても楽しく学ぶことができるように、そしてどの小学校に行っても安心して学ぶことができるようにというところで、子供たちのために、そして小一プロブレムが起こらないようにするために、子供たちのことを第一に思って、先生方と一緒に協力して事業を進めていきたいと思っています。ご清聴ありがとうございました。
教育長	ただいま、報告第6号、「豊見城市保幼小連携推進事業」の報告について報告がありました。委員の皆さん、質問がありましたらどうぞ。国吉委員。
国吉委員	今、接続期カリキュラムで、私立の、これは5歳児を預かっている保育園が対象。市内には何園ありますか。
保育幼稚園課長	今、15の法人、私立園があるのですが、1カ所を除いて、全てで、5歳児を受け入れています。
国吉委員	全ての保育園が参加をして取り組みがされているということですね。
保育幼稚園課副参事	はい。
国吉委員	わかりました。ありがとうございます。
保育幼稚園課副参事	私立幼稚園も1園、聖マタイ幼稚園も。
保育幼稚園課長	16分の15ですね。
国吉委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにありませんか。どうぞ、荷川取委員。
荷川取委員	今、説明を受けてとても安心したのですが、説明の中に、小学校はゼロからのスタートではないと資料として入りましたけれども、それを理解して今までやってきたつもりです。それを再確認しながらやるということはいいなと思いました。さらに、自分が園長として、校長としてやったときに、この交流の仕方、これが今までのやり方とは違う連絡会とか、園長ですと毎日行くんですよ、幼稚園に。それが心配というのは、ずっと、もちろん園長の方針で全部そういったものをつくりますので、それを教頭がまた再案をつくったり、それで把握した上で、毎日かかわり、毎日朝は挨拶、掃除のときも毎日、この関わりが私は心配で、全てを把握できるかなという、それがうまくできるかなと不安でした。しかし、今発表を聞いて、連絡協議会もそうですが、なかなか連絡協議会という時間を設定するのが難しいかもしれません。園長としては毎日行けるので。またもちろん行事の計画等、職員会議等、そこも全て参加していましたので、改めてそういう接続のために、園長としてではない、小学校の校長がかかわるのが難しいかなという、その辺をまた交流しながら、この資料の発表のように、それであればうまくできるかなとほっとするところと、資料等でそれじゃなかったような、今までもちゃんとや

	<p>っていたよなど、少しこれは違うなどというのも確かにあります。当たり前前に、自分の園として運営していましたので、小学校での授業の参加も含め、全て改めて持つではないけど、多分、そういう思いは園長たち、校長達にはあるのかなと。こういう計画をしっかりと持ったやり方であれば、みんなの理解を持って、そして支援しながら、切れないような接続をするということですので、念頭に持っていけばいいかなと思いました。感想を含めて以上です。</p>
教育長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。
全員	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	以上をもちまして、報告第6号「豊見城市保幼小連携推進事業」の報告については終わりたいと思います。
保育幼稚園課副参事	ありがとうございました。
教育長	続きまして、事務局より、今後の日程について説明をお願いします。
事務局	<p>では事務局からその他についてご説明したいと思います。</p> <p>まず、お手元にお配りしている資料が少しございます。2枚、クリップどめでお配りしていると思います。1枚目が、感動的で創造的な卒業式・入学式にするための要請についてという文書と、2019年度「全国学力・学習状況調査」についての要請についてということの文書がついているかと思えます。こちらは、沖縄県教職員組合島尻支部の執行委員長名で、教育長へ文書が出されているものになっています。内容をかいつまんでいきますと、まず卒業式・入学式に関してですが、文書の一番下のほう、以下のことを要請しますということなのですが、卒業式・入学式の学校の取り組みについて、児童生徒を主人公とした創意工夫を凝らした式の運営を保障することと、卒業式・入学式への日の丸掲揚、君が代斉唱の一方的な押しつけをしないこと、卒業式・入学式等における日の丸掲揚、君が代斉唱の実施状況調査報告を行わないことを要請するという内容になっております。もう一つ、2019年度の「全国学力・学習状況調査」の部分につきましては、一番最後の段に、学校現場に過度な競争と混乱、多忙化を招き、本来の学習向上につながらない全国学力・学習状況調査への来年度の参加を見合わせるように強くお願いいたしますという文書になっております。これについて要請がございました。</p> <p>その他の部分で報告をさせていただきたいと思えます。</p>
教育長	もう一つ、説明したほうがいいのではないですか。次のページ。
事務局	もう一つが、5月に開催されます第64回沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会並びに研修会についてということで、今回は5月30日、31日を予定しております。場所が名護市の市民会館になっております。島尻

	<p>地区としましては、豊見城市と南城市からマイクロバスを出して、2日間、教育委員会の方々の送迎をさせていただこうと計画をしておりますので、そちらのバスを利用されて参加される部分についてと、仕事の都合上、参加できるできないの部分について、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。参加の可否を確認させていただきたいと思っておりますが、今、もしよろしければ教えていただきたいと思います。5月30日、31日です。一応、1日目は午後からの開催ということになります。31日が午前9時から分科会が始まる形になります。日程はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p>
教育長	<p>今回は北部で日帰りなので、マイクロバスのほうも厳しい日程になりますので、ご自分の日程を確認の上。</p>
国吉委員	<p>後で。</p>
教育長	<p>お願いします。</p>
事務局	<p>後ほど、日程をご確認いただいた方からご連絡いただければ、私のほうで取りまとめて報告したいと思います。</p> <p>次回の定例教育委員会の開催についてですが、4月25日木曜日の14時、場所は中央公民館1階会議室を予定しております。この日、16時から市民会議の総会と、17時から学力向上のものが予定されておりますので、そのまま中央公民館で開催したいと思っております。</p> <p>午後は、日程の方をとっていただいて、お願いしたいと思います。事務局からは以上です。</p>
学校教育課参事	<p>その他で。</p>
教育長	<p>どうぞ。</p>
学校教育課参事	<p>入学式の名簿が先ほど配付されております。部長が出ますが、新しい部長のお名前と、それから私どもも出ますので、新しい参事の名前を入れて、各学校には連絡してあります。それから挨拶文ですが、今週中にお配りしたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。</p>
教育長	<p>ほかにはないですか。</p> <p>それでは、定例教育委員会を閉じたいと思っております。</p> <p>第3回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。</p>

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

2番委員 荷川 取幸代